

平成30年3月16日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時00分 開議)

(出席議員 15名)

1番	中 谷 松 助
2番	福 田 晃 悦
3番	稲 岡 健太郎
4番	南 正 紀
5番	寺 井 強
6番	堂 下 健 一
7番	南 政 夫
8番	下 池 外巳造
9番	須 磨 隆 正
10番	越 後 敏 明
11番	田 中 正 文
12番	富 澤 軒 康
13番	櫻 井 俊 一
14番	林 一 夫
15番	戸 坂 忠寸計
16番	久 木 拓 栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	小 泉 勝
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	守 田 廣 三
総 務 課 長	新 田 辰 巳
富 来 支 所 長	本 吉 茂 樹
企画財政課長	増 田 廣 樹
企画財政課ふるさと創生室長	出 崎 茂 男
情報推進課長	門 口 和 彦
税 務 課 長	岡 部 亮
住 民 課 長	西 清 孝

健康福祉課長	川 畑 智
環境安全課長	荒 川 仁
商工観光課長	浜 村 大
農林水産課長	北 富美夫
まち整備課長兼上下水道室長	関 田 勝 行
会計管理者(会計課長)	山 口 勝 好
富来病院事務長	高 野 正
学校教育課長	山 本 政 人
生涯学習課長	平 井 清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	竹 内 伸 二
議会事務局参事	村 井 直
議会事務局主幹	宮 川 信 顕

(議事日程)

日 程 第 1 諸般の報告

日 程 第 2 町長提出 議案第1号ないし第41号 (委員長報告、質疑、討論、採決)

日 程 第 3 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

---

( 開 議 )

**南政夫議長** ただ今の出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 諸般の報告

**南政夫議長** 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

---

日程第2 町長提出 議案第1号ないし第41号 (委員長報告、質疑、討論、採決)

**南政夫議長** 次に、町長提出 議案第1号ないし第41号を、一括して議題とします。

以上の各案の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 櫻井俊一君。

**櫻井俊一総務産業建設常任委員会委員長** はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案について、8日、審査しましたのでご報告します。

まず、議案第10号 志賀町地域優良賃貸住宅管理条例については、現在、里本江地内に建設している志賀町ますほの丘住宅の設置及び管理に関し、新たに条例を制定するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 志賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例については、マイナンバーの利用に、不妊治療費助成金及び子育て短期支援事業の事務を追加すべき改正との説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 志賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、支給対象に薬剤師を追加する改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例については、本年4月1日からコンビニ収納の開始により、督促手数料を廃止するため関係条例の改正との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 志賀町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、法令の改正に伴う条例の改正との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 志賀町雌畜貸付け等に関する条例の一部を改正する条例については、法令の改正に伴う条例の改正との説明を受け、採決の結果、賛成多数

をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号 志賀町農産物加工センター条例を廃止する条例について、から、議案第27号 財産の無償譲渡については、志賀町農産物加工センターと志賀町低温自動ラック倉庫を志賀農業協同組合へ無償譲渡するためのものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 財産の減額貸付けについては、株式会社いこいの村能登半島への貸付金額を減額するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 財産の処分については、能登中核工業団地地内の工場用地を売り払うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 志賀町道路線の認定については、町道第172号大念寺新道線を現地確認の上、新たに町道認定するもので、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

**南政夫議長** 教育民生常任委員会委員長 福田晃悦君。

**福田晃悦教育民生常任委員会委員長** はい、議長。

教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、当委員会に付託されました議案について、9日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

議案第9号 志賀町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例については、平成30年度から、居宅介護支援事業所の指定権限が県から町に移譲されることから、新たに条例を制定するとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 志賀町稗造防災センター条例については、原子力災害時の要支援者の一時退避施設を稗造施設に整備したことに伴い、新たに条例を制定するとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 志賀町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例については、関係法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決

の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 志賀町乳幼児・児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、就学のため町外へ転出した児童・生徒を本助成の対象に含むことができるよう、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 志賀町遺児及び心身障害児扶養手当支給条例の一部を改正する条例については、関係法令の一部改正に伴い、本扶養手当の対象に父子家庭を加えるため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 志賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、関係法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、制度改革に伴い、保険税の税率及び税額等について、所要の改正を行うとの説明を受け、採決の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。審査に際し、委員からは、今回の改正に伴う影響額等についての質問がなされ、担当課から説明を受けております。

次に、議案第21号 志賀町介護保険条例の一部を改正する条例については、平成30年度から32年度を計画期間とする第7期介護保険事業計画に基づき、当該期間中の保険料の改正を行うとの説明を受け、採決の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 志賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、関係法令の一部を改正するに伴い、所要の改正を行うとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

**南政夫議長** 予算決算常任委員会委員長 南正紀君。

**南正紀予算決算常任委員会委員長** はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託された平成29年度各会計の補正予算に係る議案8件と平成30年度各会計の当初予算に係る議案11件について、去

る7日、12日、13日の延べ3日間にわたり委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果について、ご報告申し上げます。

本委員会につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、審査経過については省略をさせていただきますが、審査にあたっては、住民福祉の観点はもとより、住民ニーズを的確に反映しているか、限られた財源が効率よく配分されているかなど、事業の必要性や効率性に主眼を置き、審査したところであります。

その結果、議案第1号 平成29年度志賀町一般会計予算（第6号）について、第31号 平成30年度志賀町一般会計予算について、第32号 国民健康保険特別会計予算、第34号 農業集落排水事業特別会計予算、第35号 公共下水道事業特別会計予算、第36号 地域し尿処理施設整備事業特別会計予算、及び、第37号 介護保険特別会計予算については、賛成多数をもって可決し、他の12議案につきましては、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

なお、町執行部におかれましては、本委員会の審査において、各委員から出された意見、要望等を十分に踏まえ、町民の負託にこたえられるよう、なお一層、無駄の排除、経費の節減に努めながら適正かつ的確なる予算執行にあたられることを要望いたしまして、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

**南政夫議長** 委員長報告を終わります。

-----  
( 質 疑 )

**南政夫議長** これより、委員長報告に対する質疑を許します。

**中谷松助議員** 議長。

**南政夫議長** 1番 中谷松助君。

**中谷松助議員** 教育民生常任委員会委員長にお伺いいたします。

教育民生常任委員会委員長報告で、委員会に付託されていましたが、請願第1号 子どもの医療費の窓口無料化等の実施を求める請願書の報告がございませんでした。どう審査をされたのかご報告をお願いいたします。

**南政夫議長** 中谷議員に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は、議長が議題宣告した議件に対する委員会での審査

結果及び経過に対して行うものであります。よって、議題外の事項や報告事項以外に対する委員長への質疑は、会議規則第54条の規定により認められません。注意をいたします。

他にありませんか。

(質疑なし)

**南政夫議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

---

( 討 論 )

**南政夫議長** これより、各件に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

**中谷松助議員** はい、議長。

**南政夫議長** 1番 中谷松助君。

**中谷松助議員** 日本共産党の中谷松助です。

私は、第1回定例会に上程されました、議案第20号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第21号 志賀町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第31号 平成30年度志賀町一般会計予算について、議案第32号 平成30年度志賀町国民健康保険特別会計予算について、議案第34号 平成30年度志賀町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第35号 平成30年度志賀町公共下水道事業特別会計予算について、議案第36号 平成30年度志賀町地域し尿処理施設整備事業特別会計予算について、議案第37号 平成30年度志賀町介護保険特別会計予算につきましては、いずれも反対の立場から討論を行います。

まずはじめに、議案第20号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。本議案は、国民健康保険税の税額改正を伴う条例でありまして、すべての人が安くなるものではなく、逆に、いわゆる多子世帯になればなるほど税額が高くなり、子育て支援に逆行するもので賛成できません。

次に、議案第21号 志賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。本議案も保険料の改正を伴う議案であります。65歳以上の高齢者、いわゆる第一号被保険者の保険料基準額が、1か月360円増額となります。本来ならもう少し独自基金を充てれば増額せずともよく、賛成しかねるものであります。

次に、議案第31号 平成30年度志賀町一般会計予算についてであります。本議案には、任意の予防接種事業の拡充、がん検診では、条件付きではありますが胃内視鏡検査助成が拡充をされました。また、生活バス路線維持対策費の拡充など新たな拡充もあり、大いに評価すべきところもあります。しかし、本議案の中に、任意の団体、志賀原子力発電所環境安全対策協議会に対する補助金が含まれています。事実上の原発推進団体への補助は、到底、町民の理解を得られるものではありません。よって、本案には反対であります。

次に、議案第32号 平成30年度志賀町国民健康保険特別会計予算についてであります。本案は、国民健康保険税額の一部アップを見積もった上での予算案であり、賛成できるものではありません。

次に、議案第34号 平成30年度志賀町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第35号 平成30年度志賀町公共下水道事業特別会計予算について、議案第36号 平成30年度志賀町地域し尿処理施設整備事業特別会計予算につきましては、いずれも4月使用分からの旧志賀地域下水道料金の値上げを基本としたもので、本町財政がひっ迫していない中での値上げは容認しがたく、反対であります。

次に、議案第37号 平成30年度志賀町介護保険特別会計予算についてであります。本案も保険料のアップを見越した上での予算案であります。介護保険事業独自の基金を使えば値上げする必要はありませんので、本案には反対であります。

最後に、議長から付託されておりました請願が、時間があつたにも関わらず。

**南政夫議長** 中谷議員に申し上げます。

討論は、議題となった議件に対する賛否の考えを述べる場であり、議題外の発言はできません。よって、会議規則第54条第2項の規定により注意します。

**中谷松助議員** 事実上の廃案となったことに対し、あまりにも。

**南政夫議長** 中谷議員、降壇願います。

**中谷松助議員** 以上をもちまして、私の反対討論といたします。ありがとうございました。

**南政夫議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

**南正紀議員** 議長。

**南政夫議長** 4番 南正紀君。

**南正紀議員** 私は、議案第20号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につ



いて、及び、議案第21号 志賀町介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をいたします。

まず、議案第20号についてであります。

これまで、国民健康保険制度は市町村単位で運営されてきました。しかしながら現状においては、市町村間の負担の格差や小規模自治体の財政の不安定さ等の問題をかかえてきました。これらの問題を改善し、将来にわたり安定し持続可能な医療保険制度を構築するために、平成27年5月に、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律が公布され、平成30年度より運営の主体は都道府県となりました。

この新たな制度では、石川県は市町に対し、保険給付に要する費用を全額交付し、市町は石川県が決定する国民健康事業費納付金を納付するため、県から示された標準保険料率をもとに、税率を決定することとなります。

今回の改正は、県から示された平成30年度の国民健康保険事業納付金及び標準保険料をもとに、本町における保険税率の改定を行うために条例の改正を行うものであります。これにより、町としては全体で約1,888万円の負担減となることや、その目的が将来にわたり安心して医療保険制度が利用できることであり、賛意をもって可決すべきと判断をいたします。

続いて、議案第21号についてであります。

全国的に高齢化が進み、社会保障に係る費用は増大するばかりであります。限られた財源の中で、いかにその費用を捻出するか自治体は頭を抱えております。景気が回復傾向にあると言われながら、所得は思うように上がらず、将来に向けた貯蓄もなかなか残せず、不安な気持ちを抱える方も多く、公的保障制度に寄せる期待は大きくなるばかりであります。

当町においても減少する財源の中で、いかにして安心できる行政サービスを提供するか執行部は常に知恵を絞っています。今回、作成された第7期後期高齢者福祉計画、介護保険事業計画においても、その作成には多くの知恵と工夫が使われたことでしょう。一方、その計画の実行にあたっては、町民の皆様にも少々の協力をお願いすることとなります。所得段階別に、基準額となる方には月額360円、第一段階の方には月額162円の増加等、段階別をお願いするものであります。

住民の皆様にとっては、負担が増加しないに超したことはありませんが、制度

自体が破たんしてしまつては、本末転倒であります。将来的にも持続して安心な保障体制が保たれてこそ、第一義的に考える必要があります。今回の条例改正は、まさにそこを目的としており、賛意をもって可決すべきものと判断をいたします。

その他、残余の議案につきましても、住民福祉の観点から、すべてに賛意を表すとともに、議員各位の良識あるご判断でのご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

**南政夫議長** 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**南政夫議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

**福田晃悦議員** はい、議長。

**南政夫議長** 2番 福田晃悦君。

**福田晃悦議員** 私は、議案第31号 平成30年度志賀町一般会計予算についてから、第41号 平成30年度志賀町立富来病院事業会計についてまでの、平成30年度予算に係る11議案に対し、賛成の立場から討論いたします。

まず、議案第31号 平成30年度志賀町一般会計予算についてですが、町長は、先の提案理由説明において、新年度予算の編成にあたり事業の選択と集中を図り、既存事業の見直しや直近の決算執行状況に基づく精査をこれまで以上に徹底したほか、投資的経費については、緊急性や重要性を見極めながら事業実施年度の調整を図ったと述べられておりました。

今年度の主な事業として、若者の移住定住を狙いとした住宅地みらいとうぶの更なる整備や、公営住宅ますほの丘住宅の整備事業、保育環境の充実を図るための認定こども園整備に向けた運営補助事業、志賀高校の生徒の栄養、健康管理と保護者の負担軽減を図るための昼食提供事業、妊婦定期健康診断において、15回目以降の助成など、第二次志賀町総合計画に基づいたさまざまな施策を示されました。さらには、地域の安全や活性化のためにご尽力いただいている各種団体の補助金等の予算計上など、官民一体となった町づくりに配慮した予算案であり、先にも述べましたが、第二次総合計画に掲げる、魅力と笑顔にあふれ未来に躍進するまちに相応しい施策が盛り込まれているとの評価するところであります。

その他、前述の住民の生命を守り健康増進を図る各保険事業特別会計及び診療所、病院事業会計、住民の生活環境の向上に資する下水道関係の各特別会計及び

水道事業会計、また、生活の質を向上させるケーブルテレビ事業特別会計など、いずれの会計にも住民福祉の向上に不可欠な事業が盛り込まれており、予算の一つひとつの事業には、平成30年度一年間の思いが込められている重要な議案であると認識します。

これらを勘案するに、新年度予算案は、その施策、計上予算額のすべてにおいて、適切かつバランスのとれたものであり、人口減少や高齢化といった課題に正面から取り組み、本町の魅力を更に引き出すため、議案第31号から第41号までのすべての予算議案には、賛意をもって可決すべきものと考えているところであります。

その他、残余の議案につきましても、先ほど南議員からもありましたが、住民の福祉向上の観点からすべてに賛意を表すとともに、議員各位の良識ある判断での賛同をお願いし、賛成討論といたします。

**南政夫議長** 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**南政夫議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**南政夫議長** 他にありませんか。

(発言なし)

**南政夫議長** 討論を終結します。

-----  
( 採 決 )

**南政夫議長** これより、採決します。

まず、町長提出 議案第1号 平成29年度志賀町一般会計補正予算(第6号)についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立14名)

**南政夫議長** 起立多数。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第2号 志賀町国民健康保険特別会計補正予算(第2

号について、ないし、第8号 平成29年度 志賀町立富来病院事業会計補正予算  
(第2号) についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第9号 志賀町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について、ないし、第11号 志賀町稗造防災センター条例についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第12号 志賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、ないし、第19号 志賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第20号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立14名)

**南政夫議長** 起立多数。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第21号 志賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立14名)

**南政夫議長** 起立多数。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第22号 志賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第23号 志賀町雌畜貸付け等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第24号 志賀町農産物加工センター条例を廃止する条

例について、ないし、第27号 財産の無償譲渡について（志賀町低温自動ラック倉庫）を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第28号 財産の減額貸付けについて（いこいの村能登半島）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立15名）

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第29号 財産の処分について（能登中核工業団地内の工場用地）、及び、第30号 志賀町道路線の認定について（町道第172号大念寺新道線）を一括して採決します。

お諮りします。

両案に対する委員長の報告は、原案可決であります。両案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、両案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第31号 平成30年度志賀町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立14名)

**南政夫議長** 起立多数。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第32号 平成30年度志賀町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立14名)

**南政夫議長** 起立多数。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第33号 平成30年度志賀町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第34号 平成30年度志賀町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立14名)

**南政夫議長** 起立多数。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第35号 平成30年度志賀町公共下水道事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立14名)

**南政夫議長** 起立多数。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第36号 平成30年度志賀町地域し尿処理施設整備事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立14名)

**南政夫議長** 起立多数。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第37号 平成30年度志賀町介護保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立14名)

**南政夫議長** 起立多数。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第38号 平成30年度志賀町立診療所事業特別会計予算について、ないし、第41号 平成30年度志賀町立富来病院事業会計予算についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。



---

### 日程第3 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

**南政夫議長** 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。  
お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

---

### ( 閉 議 ・ 閉 会 )

**南政夫議長** 以上をもちまして、今定例会の議事をすべて終了しました。

**小泉勝町長** 議長。

**南政夫議長** 小泉町長が発言を求めておりますので、これを許可します。

小泉町長。

**小泉勝町長** 発言の機会をいただき、ありがとうございます。

2月27日から開会をいたしました、平成30年の第1回志賀町議会定例会において、一言、議員の皆様方に御礼を申し上げたいと思います。

この定例会においては、平成30年度の一般会計、特別会計及び企業会計など、11議案の当初予算について、皆様方にご審議をいただきました。また、その他にも、平成29年度の補正予算、条例の制定、一部改正及び改廃、財産に関する条例など、41議案についても審議をいただきました。

これらすべての議案におきまして、議員の皆様方には、慎重審議の上にも、すべての案件において可決をいただきました。本当に心から御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

なおですね、会議中において皆様方からいただきました提案やご指摘などについては、その趣旨を十分に踏まえた上で、第二次志賀町総合計画の町の目標である、魅力と笑顔に溢れ未来に躍進する町の実現に向けてですね、私ども町政としても可能な限り努力をしてみたいと思いますので、皆様方におかれましても、今後とも

更なるご指導ご鞭撻のほどをお願いを申し上げます、私の御礼のご挨拶といたします。本当にありがとうございました。

**南政夫議長** 平成30年第1回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後2時47分 閉会)

---

## 議 長 報 告

- 1 議長報告第5号  
例月出納検査の結果について  
(平成30年2月26日実施)
  
- 2 議長報告第6号  
委員会調査報告書について  
(議会改革調査特別委員会委員長)
  
- 3 議長報告第7号  
入札結果調書について  
(平成30年3月6日 1件)  
(平成30年3月9日 4件)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 南 政 夫

志賀町議会議員 寺 井 強

志賀町議会議員 堂 下 健 一